

第4節 その他の環境保全対策

1. 千葉地域公害防止計画

(1) 策定の経緯

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中などにより公害が著しくなるおそれのある地域を対象に、公害の防止に関する諸施策を総合的・計画的に講ずることにより公害の防止を図ることを目的として、環境基本法第17条の規定に基づき都道府県知事が策定し環境大臣の同意を得る計画です。

この制度は昭和45年度にスタートし、22年4月1日現在24都道府県30地域で計画を策定しています。

本県における策定の経緯は図表6-4-1のとおりです。

図表6-4-1 本県の公害防止計画の経緯

計画期間	計画名称	策定地域
45~48年度	千葉・市原地域公害防止計画	2市1町
47~48年度	江戸川流域地域公害防止計画	4市1町
49~53年度	千葉臨海地域公害防止計画 (旧計画を統合・拡大)	15市町
54~58年度	千葉臨海地域公害防止計画	15市町
59~63年度	千葉臨海地域公害防止計画	26市町村
元~3年度	千葉地域公害防止計画 (名称変更・地域拡大)	27市町村
4~8年度	千葉地域公害防止計画	27市町村
9~13年度	千葉地域公害防止計画	27市町村
14~18年度	千葉地域公害防止計画	23市町
19~22年度	千葉地域公害防止計画	21市

(2) 現千葉地域公害防止計画の概要

現在の千葉地域公害防止計画については、19年10月5日に環境大臣から、21市（前計画から浦安市を除外）の地域を対象とした新たな公害防止計画の策定指示があり、これを受け、県では関係市と協力して22年度末を期限とする計画を策定し、20年3月に環境大臣の同意を得ました。

ア 計画期間

19年度から22年度までの4年間

イ 計画策定地域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市及び白井市の区域（合計21市）

ウ 計画の目標

大気環境、公共用水域、地下水、騒音に係る各種環境基準

エ 計画の主要課題

- ・大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止
- ・印旛沼・手賀沼のCODに係る水質汚濁・窒素及び磷による富栄養化の防止
- ・東京湾のCODに係る水質汚濁・窒素及び磷による富栄養化の防止
- ・トリクロロエチレン等による地下水汚染の防止

オ 公害防止計画事業

計画において、県及び市が主体となって講ずることとした主な公害対策事業は図表6-4-2のとおりで、要する経費は約2,642億円と見込まれています。

また、事業者が事業活動による公害を防止するために講ずる措置に要する経費は、約552億円と見込まれます。

図表6-4-2 公共団体等の実施する主な公害対策事業

（19~22年度）

事業名	内 容	
下水道整備	増加処理人口	250千人
廃棄物処理整備	(処理能力)	(事業実施団体数)
ごみ処理施設	2,121t/日	(2市等)
粗大ごみ処理施設	102t/日	(1市)
し尿処理施設	56kL/日	(1市)
リサイクルセンター	62t/日	(2市)
ストックヤード	8,430m ²	(1市)
監視測定体制整備	監視測定機器の整備等	
公害防止調査研究	有害大気汚染物質調査等	
公園緑地等整備	県立公園整備事業等	
交通安全対策	交差点改良, 交差点立体化, 道路整備等	
地盤沈下対策	河川流量調整	

2. 環境保全協定

(1) 千葉臨海地域の環境保全協定

ア 制度の概要

(ア) 構成

企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的に、法令を補完し、法令よりも厳しい排出基準等を設定することなどにより地域と企業の実情に応じたきめ細かい指導を行うため、企業と環境保全協定を締結しています。

環境保全協定は、県、地元市、企業の三者間で締結した「環境の保全に関する協定（基本協定）」と同協定に基づく「環境の保全に関する細目協定（細目協定）」からなっています。

(イ) 経緯

昭和 43 年 11 月に東京電力㈱と「公害の防止に関する協定」を締結したことを手始めに、千葉臨海地域に進出している主要企業及び地元市と公害防止協定を順次締結し、公害の防止や生活環境の保全を図ってきました。

平成 22 年 2 月には、内容の見直しを行い、地球環境保全等を定義し、環境保全活動の推進及び住民への周知などを明記した「環境の保全に関する協定」を新たに締結しました。23 年 3 月末現在、48 社 57 工場との間で協定を締結しています。

イ 基本協定の概要

基本協定は、環境保全の理念、年間計画書、事前協議、緊急時の措置、被害補償等協定の基本的な事項について定めています。

ウ 細目協定の概要

細目協定は、基本協定に基づき具体的な排出量、排出濃度、監視等について期間を定めて締結しており、現在の細目協定は 22 年 2 月 17 日付けで更新されています。

(ア) 適用期間

22 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで

(イ) 協定の内容

a 大気汚染の防止

(a) 硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんについて工場ごとの排出総量の基準等を定めています。

(b) 揮発性有機化合物について、これを発生する原油、揮発油、ナフサ等を対象に屋外タンク、出荷施設、使用施設及び製造施設ごとに排出防止のための施設基準を定めています。

b 水質汚濁の防止

(a) COD 等については濃度及び負荷量の基準を定めています。

(b) 東京湾の富栄養化対策として窒素、りんについて濃度及び負荷量の基準を定めています。

(c) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害物質について、排出基準を定めています。

c その他

地盤沈下対策として地下水採取総量等を定めているほか、地質汚染の防止対策や騒音、悪臭対策についても定めています。

エ 環境保全協定の取組について

法令よりも厳しい基準を盛り込んだ公害防止協定により、これまで大気汚染や水質汚濁などの産業公害の防止に大きな成果を上げてきました。

今後も、地域住民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、環境保全協定や各関係法令等に違反することなく、企業の社会的責任を十分再認識して企業経営に当るよう、各企業に対し指導を行います。

(2) かずさ環境協定

千葉臨海地域に進出している主要企業と締結している環境保全協定とは別に、かずさアカデミアパークに対する総合的な環境保全対策を目的として、県、地元市、企業等の三者間で「かずさ環境協定」を締結することとしています。

6年6月に(財)かずさディー・エヌ・エー研究所と協定を締結したのをはじめとして、23年3月末現在、20事業所との間で協定を締結しています。

今後もかずさアカデミアパークへの事業所進出に伴い、協定締結の申し入れを行っていく予定です。なお、「かずさ環境協定」の概要は次のとおりです。

ア 環境の維持・向上のための基本的方向

かずさアカデミアパーク及びその周辺地域の環境の向上や環境への負荷の軽減等協定の目的を定めています。

イ 環境活動の内容

環境活動の総合的推進、法令等による環境保全対策の実施、新たな環境汚染の未然防止、廃棄物の適正処理等、事業所が実施すべき環境活動について定めています。

ウ 環境活動管理制度

環境保全組織の整備、環境への影響の把握、環境報告書の作成、住民との交流の促進、事前協議、事故に関する対応、報告及び調査等環境活動を管理するための制度について定めています。

エ 責務の確認

違反時の措置、被害補償、情報の適正な管理、地位の承継等について、定めています。

3. 特定工場における公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等から成る公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされています。

同法の対象となる特定工場は、製造業、電気・ガス・熱供給業に属し、かつ、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のいずれかを設置している工場です。

公害防止組織は、公害防止対策の責任者でもある「公害防止統括者」及び公害防止対策の技術的事項を管理する「公害防止管理者」、更には一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から成り、それぞれ代理者の配置が義務づけられています。

これら公害防止管理者、公害防止主任管理者及び代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、また、これらを選任又は解任した際は知事（一部は市町村長）に届け出なければなりません。

なお、県は（社）千葉県環境保全協議会を通じ、公害防止管理者等の育成及び知識・技術の向上を図っています。

4. 公害紛争・公害苦情の処理

(1) 千葉県公害審査会

公害に係る民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るために、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられています。

紛争処理機関としては、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が設置されており、公害等調整委員会は裁定並びに重大事件及び広域処理事件等の紛争のあっせん、調停、仲裁を行い、また公害審査会は公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあっせん、調停、仲裁を行っています。

千葉県公害審査会は15名の委員で構成されており、昭和46年3月の設置以来23年3月末までに70件の調停事件の処理に当たりました。

22年度は、前年度から継続している調停事件6件と新たに食品加工工場からの騒音公害等による調停の申請2件の計8件(うち参加申立て2件)について手続が進められました。

このうち新聞販売店からの騒音公害に係る調停事件等の7件が終結し、残り1件は翌年度も引き続き調停が行われることになりました。

(2) 公害苦情相談

ア 公害苦情相談員

公害に関する苦情については、公害苦情相談員らが、住民からの相談あるいは苦情に対する調査、指導及び助言を行うことによりその解決に努めています。

公害苦情相談員は、「公害紛争処理法」第49条の規定により、県及び14市町に設置されています。

23年3月末現在、県では「千葉県公害苦情相談員設置規程」に基づき環境生活部関係各課、各地域振興事務所に44名を、また市町村では83名を置いています。

なお、公害苦情相談員のほかにも、県で129名、市町村で451名が担当者として苦情の相談に応じています。

イ 公害苦情件数

公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移は図表6-4-3のとおりであり、22年度の新規受理件数は5,412件(県294件、市町村5,118件)です。

苦情内容を種類別に見ると、典型7公害については、大気汚染に関するものが最も多く、次いで騒音に関するものとなっており、この2種類で典型7公害の苦情の3分の2を占めています。(図表6-4-3)

また、典型7公害以外のものでは、廃棄物投棄(1,455件)などが多くなっています。

図表 6-4-3 公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移

年度 種類別	20		21		22	
	件	%	件	%	件	%
典型7公害	2,815	55.7	2,832	60.6	2,891	53.4
大気汚染	1,177	23.3	1,174	25.1	1,127	20.8
水質汚濁	192	3.8	229	4.9	255	4.7
土壤汚染	29	0.6	13	0.3	13	0.3
騒音	741	14.7	730	15.6	850	15.7
振動	108	2.1	79	1.7	120	2.2
地盤沈下	2	0.0	1	0.0	1	0.0
悪臭	566	11.2	606	13.0	525	9.7
典型7公害 以外	2,243	44.3	1,842	39.4	2,521	46.6
計	5,058	100.0	4,674	100.0	5,412	100.0

※騒音には低周波音を含む

5. 環境犯罪の取締り

(1) 廃棄物事犯

産業廃棄物の処分代金を浮かせるため不適正処理する事業者は後を絶たず、小規模かつゲリラ的な、いわゆる捨て逃げ型の不法投棄事犯や自社処理あるいはリサイクルを仮装した脱法的事犯は依然として行われており、その手口はますます悪質・巧妙化しています。

また、家庭ゴミのほか、廃家電製品や粗大ゴミ等一般廃棄物の不法投棄事犯も多発しています。

的確な取締り等の対応により早期解決を図り、環境破壊につながる事犯の拡大防止に努めるとともに、悪質な廃棄物事犯を重点に取締りを推進しています。

ア 検挙事例

22年中に検挙した事件の主な事例は次のとおりです。

- (ア) 公設市場に、事務所の内装工事に伴って排出した廃棄物を不法投棄した、青果販売業者及び従業員3人を廃棄物処理法違反で検挙しました。
- (イ) 空き地に穴を掘り、家屋解体等に伴って排出した産業廃棄物を埋め立て処分していった建設会社及び元市議会議員ら社員3人を、廃棄物処理法違反で検挙しました。
- (ウ) 無許可で廃棄物の処分を引き受け回収していた、全国に16の支店を持つ大手廃品回収業者及び同法人3支店の店長、更には、従業員13人を廃棄物処理法違反で検挙しました。
- (エ) 特別管理産業廃棄物である血液付着の感染性廃棄物を不法投棄した、歯科医師を廃棄物処理法違反で検挙しました。

イ 取締り状況

22年中の取締り状況は、別表6-4-4のとおりです。

(2) 海上環境事犯

ア 海洋汚染発生状況

22年の東京湾内の千葉県沿岸部における

海洋汚染の発生状況は1件です。

汚染の内訳は、

- 油による汚染 9件
- 工場排水による汚染 1件
- 廃棄物の不法投棄 1件
- 赤潮・青潮 3件

でした。

千葉海上保安部及び木更津海上保安署では海上環境事犯の取締り及び情報収集を実施するとともに、海洋環境保全思想の普及のために一般市民、小中学生を対象に啓発活動を実施しています。

イ 取締り状況

22年の取締り状況は図表6-4-5のとおりです。

図表6-4-4 廃棄物事件の検挙状況

		平成22年検挙件数	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	産業廃棄物事犯	無許可処理業	4
		不法投棄	35
		不法焼却	80
		委託違反	3
		その他	4
	一般廃棄物事犯	不法投棄	167
		その他	21
計			314

図表6-4-5 海上環境事犯の検挙状況

法令態様別	平成22年検挙件数	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	油類排出	4
	廃棄物排出	0
	その他	1
	小計	5
水質汚濁防止法違反	排出基準違反	1
	その他	0
	小計	1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	廃棄物投棄	0
	その他	0
	小計	0
港則法違反	脱落防止	1
	小計	1
計		7

6. 公害健康被害補償予防制度

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償予防制度

ア 補償予防制度の経緯

公害健康被害者に対し、損害を補填するための補償給付を行うとともに、健康被害者の福祉に必要な事業を実施することにより、被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的として、昭和 48 年に公害健康被害補償法が制定され、健康被害発生区域（第一種地域、第二種地域）の指定、補償給付の種類、健康被害者の認定、健康被害によって失われた健康を回復させる福祉事業、これらに必要な費用の負担等が定められました。

この法律は、健康被害者の救済に大きな役割を果たしてきましたが、その後の大気汚染防止対策の進展等により制度を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、昭和 62 年 9 月に改正が行われ、法律名も「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下「補償法」という。）に改められました。

昭和 63 年 3 月 1 日の補償法及び同法施行令の施行により、第一種地域の指定は全面解除され、同日以降は新たな患者の認定は行われず、既に認定された患者への補償の継続と健康被害の予防に重点を置いた施策が展開されています。

図表 6-4-6 補償法による指定地域（旧第一種地域）



イ 千葉県における状況

千葉県では、第一種地域として千葉市の一帯（図表 6-4-6）が指定されていましたが、前記の指定解除により、現在、新たな患者の認定は行われていません。

千葉市における認定状況は、図表 6-4-7 のとおりであり、23 年 3 月末現在の認定患者数は、302 人であり、22 年度に支給された補償給付の総額は約 3 億 8158 万円となっています。

また、被害者の健康回復を図るため転地療養、訪問指導などの公害保健福祉事業が実施されています。

(2) 千葉市公害健康被害救済補償事業

千葉市では、補償法に基づく補償を補完・充実するため、昭和 51 年 1 月に「千葉市公害健康被害救済補償要綱」を制定し、（財）千葉県公害防止協力財団の協力を得て、県内のばい煙等の排出企業からの拠出金に基づき、次の市独自の補償事業を実施しています。

- ① 「千葉市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」（昭和 47 年 7 月施行、補償法による地域指定を受け昭和 49 年 11 月廃止）による認定患者で、補償法適用前に指定地域外へ転出したため、法の適用を受けられない者に対する法と同様の補償
- ② 補償法及び要綱による認定患者に遺族補償金等を支給することにより、法律による補償内容をさらに補完・充実

22 年度に支給された補償給付の額は約 1286 万円となっています。

図表 6-4-7 認定状況(23 年 3 月現在)(人)

認定審査状況	審査件数	1,163 (32)
	認定	1,077 (29)
	否認定	86 (3)
認定失効者	死亡	475 (8)
	治癒届出等	32 (-)
	否更新	98 (10)
	更新申請せず	179 (5)
	転出	8 (2)
	他地域からの転入	17 (-)
被認定患者		302 (4)

() の数字は要綱による数（外数）

7. 市町村の環境保全対策

市町村の環境施策は、地理的条件、住民意識の差異等地域の特殊事情を反映するものであり、本県の環境行政体系において重要な役割を果たしています。

22年度の市町村環境行政状況調査結果によると、その概況は次のとおりです。

(1) 公害監視測定体制

環境の現況を把握し有効な施策の確立を図るために、市町村においても公害の監視測定体制の整備、充実に努めています。

現在、市町村が常時及び定期監視を行うために設置している大気汚染、騒音、振動関係の測定箇所は東京湾臨海部に多く集まっており、水質汚濁関係の測定箇所は県内全般に分布しています（図表 6-4-8）。

図表 6-4-8 市町村の公害監視測定箇所数

測定市町村	測定点	測定点		
		常時	定期	計
大気汚染関係	28	119	203	322
水質汚染関係	39	0	1,531	1,531
騒音関係	23	19	287	306
振動関係	18	0	90	90

(2) 公害防止協定

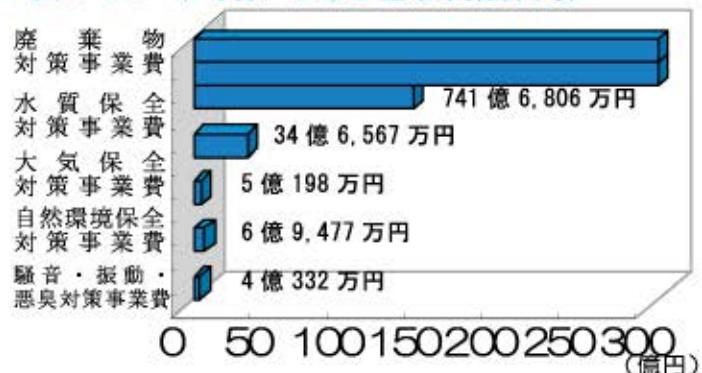
現在、30市町において、総数811企業との間で公害防止協定を締結しており、企業から発生する公害を防止することにより住民の良好な生活環境の確保を目指しています。

市町村別では、野田市（225社）、柏市（95社）、市川市（71社）で締結企業が多く、企業の種類別では、鉄鋼・金属（155社）、食料品（75社）、電気機械器具（70社）等が多くなっています。

(3) 環境保全対策予算

市町村では財政のひっ迫した状況のなかで、多様化する環境問題に対応すべく環境保全対策予算の確保に努めています（図表 6-4-9）。

図 6-4-9 市町村における主な事業別予算



(4) 融資・助成制度

現在、千葉市ほか9市では、中小企業者が行う公害防止事業を対象として融資・助成制度を実施しています。

融資・助成制度が設けられている市は次のとおりです。

千葉市、市川市、松戸市、野田市、茂原市、柏市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市

(5) 公害苦情相談

22年度において市町村が新規に受理した苦情件数は5,118件です。

苦情件数のうち典型7公害に関する苦情は2,747件で、その内訳は、大気汚染1,097件、騒音838件、悪臭493件等となっています。

また、典型7公害以外は2,371件となっています。

(6) 調査研究

地域の環境問題の原因究明、解決策の樹立を目指して市町村独自の調査研究が進められています。

22年度は、27市町村で132項目について実施されましたが、調査研究項目を公害の種類別に分類してみると、水質汚染関係49項目、大気汚染関係21項目、騒音関係20項目、土壤汚染関係17項目、悪臭関係16項目となっています。

なお、23年度は25市町村で119項目の調査研究が予定されています。